

長野県社会福祉審議会 議事録

日 時 令和8年2月9日（月）10時～11時20分まで

場 所 長野県庁議会棟4階 403号会議室

出席者

委 員：大久保千鶴委員、太田光洋委員、川瀬勝敏委員、黒川由美委員、塩野悠子委員、高橋比呂美委員、寺澤育子委員、永田繁江委員、佐藤もも子委員、山岸裕始委員
事務局：笹渕美香健康福祉部長、塩原昭夫健康福祉部次長、棚田益弘課長、百瀬聡美課長、西川勉課長、鈴木三千穂課長、今井政文課長、藤木秀明課長、臼井雅夫課長補佐、矢萩由紀子課長、小川貴室長、内山奈穂子係長、田川秀和企画幹、伊藤博臣課長補佐、山崎和也指導主事、川口顕寛指導主事、篠原靖昌主任指導主事

（議 事 録）

1 開 会

（小澤企画幹兼課長補佐）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから長野県社会福祉審議会を開会します。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ本審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます健康福祉政策課の小澤でございます。よろしくお願いたします。

それでは、初めに、笹渕健康福祉部長から御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

（笹渕健康福祉部長）

健康福祉部長、笹渕でございます。本日は大変お忙しいところ、長野県社会福祉審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

社会福祉審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

皆様におかれましては、日頃より本県の福祉行政に対し、格別の御理解・御協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

健康福祉部では、県民の生命と健康を守り、ともに暮らしを支え合う地域共生社会を実現するため、令和5年に策定いたしました「第2期長野県地域福祉支援計画」や、令和6年3月策定の「第9期長野県高齢者プラン」、「長野県障がい者プラン2024」などの計画に基づき、健康寿命の全国トップを維持する県として、医療・介護提供体制の強化や誰一人取り残さない健康づくり、障がい者や高齢者の社会参加の推進など、多方面から包括的な健康福祉施策を展開しております。

少子高齢化や生産年齢人口の急減が進み、支える人より支えが必要な人が増えていくこの現状に、きめ細やかに対応していくためにも、全ての県民の皆様が活躍できる環境づくりが求められていると感じております。

本日は、社会福祉に関する4つの事項について担当課室から御説明いたします。

委員の皆様方におかれましては、県の施策が実効性のあるものとなるよう、忌憚のない御意見をいただくことをお願い申し上げまして、冒頭の私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(小澤企画幹兼課長補佐)

次に、資料の確認をお願いします。

あらかじめお送りしました資料は、会議次第、委員名簿、関係課室出席者名簿、配席図と、資料1から資料4まででございます。

以上、足りない資料などございましたら、会議中でも結構です、お声がけをいただければ係員が伺います。

本日の審議会ですが、委員総数15名のうち、現時点で出席委員9名で過半数の出席を得ております。よって、長野県社会福祉審議会運営規程第6条第3項の規定により、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

3 委員紹介

(小澤企画幹兼課長補佐)

次に、委員の皆様を御紹介させていただきます。

お手元の委員名簿を御覧ください。

委員長、副委員長、その後は名簿順にお名前を申し上げますので、大変恐縮ではございますが、その場でお立ちいただければと存じますので、お願いいたします。

最初に、太田光洋委員長です。

(太田委員長)

おはようございます。太田です。よろしくお願いいたします。

(小澤企画幹兼課長補佐)

萱垣光英副委員長は御欠席でございます。

大久保千鶴委員です。

(大久保委員)

大久保です。よろしくお願いいたします。

(小澤企画幹兼課長補佐)

川瀬勝敏委員です。

(川瀬委員)

川瀬です。よろしくお願いいたします。

(小澤企画幹兼課長補佐)

黒川由美委員です。

(黒川委員)

黒川です。よろしくお願いいたします。

(小澤企画幹兼課長補佐)

塩野悠子委員です。

(塩野委員)

よろしくお願ひいたします。

(小澤企画幹兼課長補佐)

北村政夫委員は、御欠席でございます。

次の高橋比呂美委員ですが、交通機関の関係で遅れるという御連絡をいただいております。

次に、寺澤育子委員です。

(寺澤委員)

寺澤です。よろしくお願ひします。

(小澤企画幹兼課長補佐)

永田繁江委員です。

(永田委員)

お世話になります。よろしくお願ひいたします。

(小澤企画幹兼課長補佐)

三木正夫委員ですが、本日急遽体調不良のため御欠席との連絡をいただいております。

佐藤もも子委員です。

(佐藤委員)

よろしくお願ひします。

(小澤企画幹兼課長補佐)

圓口寛委員につきましても、同様に体調不良のため本日御欠席とのことです。

山岸裕始委員です。

(山岸委員)

よろしくお願ひします。

(小澤企画幹兼課長補佐)

本日の御出席の皆様は、以上でございます。

また、長野県側の出席者については、もう1枚ございます関係課室出席者名簿のとおりでございます。

なお、本日の議事録につきましては、長野県社会福祉審議会傍聴要領に基づき、県ホームページへの掲載により公表しますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、以降の議事進行を、太田委員長にお願ひいたします。

4 会議事項

- ア 第6次長野県男女共同参画計画の策定に合わせた「長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」及び「長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」の見直し（統合）について

(太田委員長)

改めまして、おはようございます。

雪がすごくなりそうな気配でちょっとときどきしながら今日を迎えましたけども、早速ですけれども議事に入りたいと思います。

今日は説明事項4件ということで進めてまいります。

まず1件目になります。1、説明事項アですね。タイトルが長いんですけども、「第6次長野県男女共同参画計画の策定に合わせた『長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画』及び『長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画』の見直し（統合）について」に入ります。

それでは、説明をよろしく願いいたします。

(小川室長)

県民文化部こども若者局、児童相談・養育支援室長の小川と申します。

「第6次長野県男女共同参画計画の策定に合わせた『長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画』及び『長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画』の見直し（統合）について」について、御説明をさせていただきます。

以降、着座にて御説明させていただきます。失礼いたします。

それでは、資料1をお願いいたします。

まず1の計画の策定の趣旨でございます。男女共同参画計画の策定につきましては、同じ県民文化部の人権男女共同参画が所管しておりますが、この計画は平成13年度に第1次計画の策定以来、5年ごとに新たに計画を策定してきております。現行の第5次計画が今年度、最終年度を迎えますので、後継の第6次計画の策定に合わせまして、今回関連計画でありますDV防止基本計画、それから女性支援基本計画を統合し、一体的に策定するものでございます。

2の計画の基本的な考え方です。現行の第5次計画は、DV防止、女性支援の基本計画の一部が含まれておりますが、それぞれ個別に策定しておりました。男女共同参画計画、DV防止、女性支援基本計画の3計画は、政策的にも関連が深く、国の基本方針においても一体のものとして策定することも可能とされておりますし、また個別に策定する場合もこの計画の調和を保つこと、とされております。これまで、この現行3計画においては、内容の調和や整合性を図って策定されており、重複する部分も多かったことから、今回の第6次計画の策定に合わせまして、統合することで、男女共同社会への形成に向けた安全施策の一体的・総合的な推進を図ることとしたものでございます。

3の計画の策定の経緯でございますが、計画の策定に当たっては、男女共同参画審議会に諮問いたしまして、令和7年12月17日に答申をいただいたところでございます。現在、パブリックコメントを実施しており、その結果を踏まえまして3月中旬に決定する予定でございます。なお、DV防止、女性支援の基本計画に該当する部分につきましては、専門的な知識・経験等を踏まえた検討が必要なことから、専門ワーキンググループを立ち上げまして、審議会の前に開催いたしまして議論を行っていただき、計画策定の過程でそれぞれ反映してまいりました。

2ページ目をお願いいたします。

4の計画の概要です。計画の期間、基本テーマは記載のとおりでございます。計画の中では、重点目標ごとに主な施策と指標を設定しております。DV防止、女性支援の基本計画に該当する部分につきましては、重点目標4の安全・安心なくらしの実現に位置づけられ、施策の方向性につきましては、aのDV防止・被害者支援・加害者への対応として、施策取組を推進してまいります。

具体的には、別添の第6次計画（概要版）の7ページを御覧いただきたいと思います。主な施策は、DV加害者プログラム実施の体制づくりの推進、困難な問題を抱える女性への支援を行う民間支援団体との連携強化でございます。また、重点目標を代表する指標につきましては、DV防止、女性支援の基本計画についての策定市町村数としまして、2030年に向けてそれぞれ全市町村の策定を目指すものでございます。そのほかの指標といたしましては、一時保護による支援の満足度や困難な問題を抱える女性への支援において協働する民間団体数などを設定いたしました。

詳細につきましては、全体版の33ページに記載してございます。後ほど御確認をいただければと思います。なお、少し補足をさせていただきますが、本文においては、これまでの現行のですね2つの計画と比べますと、簡潔に記載してございますが、42ページから45ページ、取組内容についてはそれぞれの計画の根拠法令に基づき定められた基本的方針がございまして、そこに、計画には具体的な取組事項等を記載することとされておりまして、また統合前の現行計画との整合を図るために42ページから4ページにわたりまして、2つの計画に関する具体的な取組の施策についてとして、本文に記載した課題解決の施策ごとに具体的な取組と実施期間を記載してございます。

児童相談・養育支援室からの説明は以上でございます。

（太田委員長）

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問・御意見等ありましたらお願いしたいと思います。

発言時には、最初にお名前をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

（黒川委員）

黒川と申します。

すみません。言葉のこともお伺いして恐縮なんですけれども、ジェンダー主流化っていうことを分かりやすく御説明いただけないでしょうか。県庁の皆さんはもうジェンダー主流化っていうことで、理解した上で打合せとかされてるんですけども、私はとっても福祉とかそういうところから遠く生きてきてしましまして、ちょっと語感が分からない。そのジェンダー主流化っていうことと、主流化の御説明と もう一つ、男女共同参画って、男女平等ってずっと日本やってきたんですけども、男女共同参画っていつてるときと、ジェンダー平等といったときのその違い。一般的にはちょっとさっそうすり替えて何かを、今こう行政とかで、私たちはその2つの言葉でその使い方も分かりませんし、一体どうなってるのかなってことを一度お伺いしたいなとは思っていましたので、ちょっと今資料を読ませていただいでお伺いできればなと思います。お願いします。

（小川室長）

この男女共同参画計画、先ほど申し上げた、人権・男女共同参画課が所管しておりますので、担当の課長補佐から説明させていただいてもよろしいでしょうか。

（黒川委員）

はい。

（臼井課長補佐）

人権・男女共同参画課の課長補佐の臼井と申します。男女共同参画を担当している者でございます。

御質問が2件ほどありました。まず、ジェンダー主流化につきましては、このカラーの資料のPDFでいきますと、資料1の4ページ目のところにジェンダー主流化とありますけれども、確かにジェンダー主流化というのが一見するとなかなかなじみのない言葉でございまして、こちらを分かりやすく御説明

しますと、ジェンダー平等の視点というのをあらゆる施策、あらゆる段階に反映していこうというのがジェンダー主流化の御説明になります。既にこのジェンダーというところが、2番目の御質問で出てきてしまっているところがあるんですけども、ジェンダーというのは生物学的のみならず社会的な性差を言っておりますので、確かに御指摘のとおり第6次計画が男女共同参画計画というふうになっているのは、従来どおりの名前を踏襲しているという部分ではございます。一方で、ジェンダーという用語が最近割と一般的になってきて、このジェンダー主流化というものもですね、生物学的のみならず社会的な側面を踏まえて平等を目指していくというところでジェンダーという言葉を使っておりますので、特段我々としても男女共同参画と言っているときの男女と、ジェンダー主流化と言っているときのジェンダーを使い分けているというところがあまりなくてですね、ジェンダー主流化という言葉は最近ジェンダーギャップという言葉でも出てきているので、そちらはそちらで使いつつ、男女共同参画計画というのは従来の名前を踏襲する形で使っていると、そういったところでございます。

(黒川委員)

その御説明を、もう少し県民に言葉の説明をしてから、こういう計画を提示をしたほうがより効果的だと思います。私は県庁の職員の皆さんは国の方針を県民に直接実行する役目を担っていらっしゃると思いますので、笹渕先生にはもし霞が関に帰られたら、実際はこういう言葉のギャップ、上から下に来るときに、なかなか言葉が難しくなっているということをお伝えいただければと思います。ここで私が言うことが、いつか国に届けばいいなと思って発言させていただいております。議事録に残って、いつかそれが誰かの目に留まって、世の中がもう少し本当の社会的にも、知的にもギャップのある社会の中で理解した上でみんなが取り組んでいければと思いますし、言葉が分からないと疑問も持てませんので。

それで、私たちの実感としましては、男女平等が実現する前にジェンダーが来てしまったなというのが実際思っているところです。女性はやっぱり、男性とは平等には慣れないままジェンダー平等に流れが変わってしまったんだと思いつつ、今の女性は過去この30年間やってきました。そこはちょっと男性の方には理解できないことかもしれませんが、そういう実感があって、日本はそういう方向に舵を切ったんだと、私たち女性は認められないままジェンダーという言葉に巻き込まれていくんだというのが実感しております。ただ、もうちょっと社会的弱者の方には、この上ない、世の中よくなっていくところかもしれませんが、ある程度社会の中で役割を担っている女性にとっては、ますます厳しい施策になっていくんだと。その言葉一つとっても、そういう実感を私たち世代は持っております。

以上です。

(太田委員長)

ありがとうございました。

今の黒川委員から出された御意見については、県民に向けての分かりやすい言葉でっていうことは、大事にさせていただきたいなっていうふうに思いますし、それから資料の中で13、14ページ以降ですかね、男性女性のそれぞれの女性の割合等ですね、示されてますけども、まだまだ、男女平等というか共同参画っていうことは十分に実現してるかっていうとなかなかそうではない現状もありますので、今後の計画の遂行のところで十分御検討いただきながら進めさせていただきたいと思います。

ほかに何か。

(寺澤委員)

すみません、寺澤です。ありがとうございます。

非常に良い施策になっていますが、7ページの、主な施策で上の丸2つが重点ということで説明を聞きました。その3つ目の「生きづらさを抱える男性が」というところに関しまして、私は介護分野で働いており、今非常に介護をする男性が増えてきています。その中で、女性に比べて男性は非常にSOS

発信を出しづらく抱え込んでしまい、結果的にネグレクトや虐待につながってしまう傾向も考えられます。あと仕事との両立への支障や復帰が困難になって引き籠もりや社会生活への支障にもなっています。男女平等は非常にいいことだと思いますが、女性の方が女性支援法など支援や援助を受けられる体制が整っています。現状では男性の方が介護するケースも非常に多くなってきており、男性介護者へのサポートや支援をしていただければ、仕事と介護の両立、孤立、生きづらさ軽減も含めてお願いできればと思います。

(太田委員長)

どうもありがとうございます。

ただいま寺澤委員からのあった御意見について、何か関係課のほうでありますか。よろしいですか。ありがとうございます、どうぞ。

(臼井課長補佐)

人権・男女共同参画課でございます。

最近女性のみならず男性につきましても、生きづらさということが社会的にもクローズアップされてきている部分もあります。長野県の男女共同参画センターでも、男性相談という窓口もございまして、そちらにも注力して取り組んでいるところでございます。

(太田委員長)

ありがとうございます。

それでは、ほかには御意見いかがでしょうか。

はい、佐藤委員。

(佐藤委員)

ちょっと基本的なことを質問させていただくので。この後、中身についての御説明っていうのは、この後あるんですか。それとも、もうこれで包括的に全てこの計画を全体に網羅して、意見を申し上げて大丈夫なんでしょうか。

(小川室長)

概要ということで今御説明申し上げましたので、細かい部分については説明は省略させていただきます。

(佐藤委員)

分かりました。ありがとうございます。

まずですね、こちらの計画なんですが、重点目標の進捗確認にしようとする指標というのが、数的な目標値が出ているんですが、これはこれとして非常に重要なことだと思うんですが、一方でですね、課題ですよね。課題を挙げて、それに対して取り組むべき課題と課題解決のための施策ということで各項目あるんですが、具体的にすごく1つ1つ内容書かれているんですけども、これらのことが全て重点目標には集約されていないというところで、この項目に挙げられているものは、各担当課とか担当の部署で実現していただけるっていうことで、考え方としてはよろしいんでしょうか。

(小川室長)

重点目標の、指標につきましては、35ページ、全体版の35ページに記載してございますが、それ以外のおのおの進捗につきましては、それぞれの実施機関等で実施をしていただき、取りまとめを所管する児童相談・養育支援室のほうでも、きちっと確認をまいります。

(佐藤委員)

分かりました、ありがとうございます。

私自身も女性の立場で今まで頑張ってやってきていて、長年男女平等ではないということを体感しながらここまで来ているんですけれども。なので、女性の権利というところはこれからも守っていきたいと思いますし、例えば部長さんなどが少ないというのは当市でも非常に散見されて、係長とか課長までいっても部長さんになれないとか、何らかの昇進を求めたい、本人の希望もあるんでしょうけれども、そういったことも課題だなというふうに感じてはいます。

先ほど、寺澤委員からもあったんですが、というところもあるんですが、一方で相談現場ではですね、私、生活困窮の相談主任やってるんですが、男性の相談ってすごく多くて、男性がやはり実は声なき声を上げているのかなと思っています。例えば男の人だから頑張らなくてはいけないとか、男性なりのジェンダーから影響を受けている生活歴とかたくさん聞いていて、これからは男性は多分声を上げてはいけないとか、そういうことも、それがまさにジェンダーだと思うんですけれど、そういうこともあるんだろうと思っています。ですので、その点に関しても、男性の相談窓口を増やすっていうこともそうですし、男性も声を上げやすい社会っていうのは、男女平等でもそうですし、ジェンダー問題ということでも非常に重要になると考えております。

たくさん意見があり過ぎまして、ちょっと全て網羅するのが難しいんですけれども、DV防止の被害者支援とか加害者支援の対応ということで、33ページとか42ページに研修の必要性を訴えられているんですけれども、そもそもDVというのは、ジェンダーベースドバイオレンスっていうことで、社会的性差に基づいて相手の意思に反して害を与えてしまう行為全般を指すということで、この考え方をその研修等できちんと、加害される方もそうですし、それから対応する相談員の皆さんにもちゃんと伝えていただきたい、なぜ、どういうことが起きているのかということですよ。そのこと自体の構造の理解を研修の中で示していただきたいということがございます。

それからですね、33ページや43ページに女性相談員に関して記載があるんですけれども、最近報道でも取り上げられていますが、女性相談員は割と臨時職員とか会計年度任用職員のような方が多くて、相談の経験もない方が突然その女性相談員について、そこから経験を積んでいくというような、そのような部署にもなっている部分もありまして、そもそも非常に重要で困難な相談を日々受けていただいている、そのような部署の相談員の社会的立場の向上とか、そもそもそれ自体が女性への差別みたいなものも感じてしまうんですが、女性相談員は女性が相談していて、女性が相談員で。その相談員そのものの雇用形態が非正規だということ自体に非常に矛盾を感じておりまして、その辺りの評価ということは今後は非常に重要になってくるのではないかと思います。

また、私自身もそうですけれども、特に相談現場っていうのは、受傷するんですよ。相談をしていて、その人の傷つき体験を私たちは聴く。私たちが聴くということは、私たちも傷ついてしまったり、同じような体験を想像するわけですよ。そういうところで、相談員のフォローアップっていうところもぜひお願いをしたいところがございます。

住居の問題なんですけれども、困難な状況に置かれている方への居住支援の関係の記載いただいているんですけれども、今やはり住居に困っている方もたくさんいらっしゃいます。これ女性に限らずではございますが、生活困窮の窓口でも住居に困る方がたくさんいて、特に市営住宅・公営住宅ですと、例えば税金を払っていないと入れないとか、保証人がいないとというような問題とかいろいろありまして、公営住宅が公営住宅として機能しないときがあります。そういったときに、本当に必要な方に住居が提供できるような体制づくりをぜひお願いしたいと思っております。それについても言及いただいているんですけれども、居住支援法人っていう取組が、最近国のほうでも国土交通省のほうから下りてきている制度があると思いますが、こういった施策もしっかりと活用していきながら女性の生ける場所というかですね。でももしかしたら、その中には男性も含まれている可能性もあるわけで、そういう居住に困難になってしまった方々への住居支援っていうのを、ぜひ庁内横断的に考えていただけると非常にうれし

いと思います。

あと、民間団体の数を増やすということがありましたが、実際民間団体で私が存じ上げている団体さん、非常にもう活発に活動されてるんですが、とても財政上苦しいのではないかと考えています。数を増やすというところの政策の具体的政策の中に財政的な支援とか入れないと、多分その方々もまたバーンアウトしてしまうのではないかと大変危惧しております、その部分についてもぜひ御配慮をいただけるような、計画の中にも実効性のあるものを入れていただきたいなと思います。

まずは、一旦以上にさせていただきます。ありがとうございました。

(太田委員長)

ありがとうございます。

今、具体的な御提案というかね、いただきました。御意見いただきましたけれども、それぞれについて、今後の取組に具体的にですね、できるだけ反映していただきたいというふうに思います。

それでは、川瀬委員。

(川瀬委員)

すみません。44ページになるんですけども、本日は計画の説明ということでお聞きをしておりますけれども、今後ですねこの計画の後、市町村との連携だとかあるいは情報交換とても大事だと思っております、ここに書いてある圏域ごとしていうのは、圏域はどこを指しているのかと。10圏域なのか、あるいは4つなのかとか、その辺も含めてお聞きしたいと思ってるんですね。その理由というのは、例えばその児童に含めての人権教育だとか啓発とかっていうことは、とてもしっかりやってかなきゃいけないことであって、この3計画が統合することによって薄まることなくですね、支援を受ける住民に届くためにも、この県と市町村をはじめとする支援機関の情報交換や連携強化というのはとてもとても大切になると思ってるものですから、ちょっとここだけは確認というかお聞かせいただければと思います。

(小川室長)

この圏域ごとは、10圏域ごとの、保健福祉事務所単位の圏域ごとに支援調整会等を開催し、しっかり連携強化を図ってまいりたいということでございます。

(太田委員長)

ありがとうございます。

市町村との関係、非常に大事になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

佐藤委員何か、意見ありますか。

(佐藤委員)

そうですね。たくさんあり過ぎて、ちょっとあれだと思っただけですけれど。

ちょっと出ました、支援調整会議っていう名称なんですけど、生活困窮者自立支援制度で支援調整会議って言っているんですけど、そのことを指しているのでしょうか。それともまた全く別の支援会議体のことをおっしゃっているのでしょうか。今、川瀬委員さんのほうから44ページ目で、圏域ごとの支援調整会議等において支援機関同士の情報共有連携ということで話が合ったんですが、この支援調整会議っていう会議体はどのようなメンバーで、どのような法律に基づいた会議になっているのでしょうか。私の認識では生活困窮者自立支援制度で支援調整会議っていう名前があって、そういうことやっているんで、そのことなのかなと思ったんですが。

(サイボールド主任)

すみません。児童相談・養育支援室のサイボールドと申します。女性支援の担当で、私から御説明させていただきます。

支援調整会議につきましては、困難を抱える法律がありまして、そちらで本年度から県に関しては義務として会議を設けるようにということで設定されたものになります。市町村に関しては努力義務になります。県に関しましては、先ほど室長も申し上げましたが圏域ごとに保健福祉事務所が主体となっていくネットワーク会議、こちらを支援調整会議に設定をしております。今年からそれぞれの圏域、そのネットワーク会議の要綱に市町村のみならず、民間団体も入れてくださいということで、積極的に案内をしております。ほかには警察の方だったりとか、それぞれの呼びたい方呼んでいただけるような、自由度の高い要綱をつくってやってくださいということで、話をしています。

以上です。

(太田委員長)

どうぞ。

(佐藤委員)

ありがとうございます。

ということは、法律に基づいて守秘義務が課せられている会議体ということでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

先ほど、今ちょっと女性相談員にも関わることかなと思うので、その女性相談員の正規職員化だったり、資格がある方がきちんとつけれるようにとか、その辺の相談員のフォローアップなどはどのようにお考えいただいているでしょうか。

(小川室長)

職員の正規化については、設置しているそれぞれの市町村の雇用形態等の事情もございますけれども、女性相談員さんの質の向上とか、そういった部分で非常に大切だと思いますので、引き続き、情報共有等をしてまいります。また、県といたしましては、研修等を通じて質の向上等を図ってまいりたいと考えています。

(佐藤委員)

ありがとうございます。

(太田委員長)

よろしいですか。

(佐藤委員)

はい。

(太田委員長)

そうですね。相談員の研修とか、やっぱり支援も含めて、ぜひその正規化っていうかね、そういう働きかけも含めて進めていただけたらなというふうに思います。

それではほかにはありますか。

(塩野委員)

ありがとうございます。すみません、塩野です。

いろいろと御計画いただきまして、ありがとうございます。私のほうでちょっと少し気になった点と

いうか、そういう御趣旨であれですけども、弁護士の経験から気になるところがあったので、ちょっと意見だけあれかと思ひまして。33ページのですね、DV、課題、ですね重点目標4の②のaの1と2で、教育と言いますか啓発について書いてあるんですけども、そういうつもりじゃないと思うんですけど、1番には全体的なDVに関する啓発で、2番では若年層や教職員にはデートDVに関する理解促進をということで、若い人とか教職員にはデートDVしか啓発しないのかなって、普通のDVは啓発しないのもちょっと読めるんですけども、私のほうでもよくDVの被害者の方の離婚ですとか、そういった事件をたくさん引き受けたことがあるんですけども、非常に思うのはですね、私としては100%の割合で加害者、DV加害者の方っていうのは、その御家庭が、そもそもDV傾向の御家庭なので、御自分もそれが当たり前というところで生活されてるので、配偶者などを、殴っても当たり前っていうか、それが悪いって気づけないという環境でお育ちっていうのが、正直ほとんどのケースかなと思ひまして、そういう傾向が非常にあると思うんですね。

あと、このbのところ、困難家庭とかあるんですけども、DVにつきましては必ずしも困難家庭とは限らないっていうのがありまして、世間的には大変いい御家庭とか学校でも問題のない御家庭でも、蓋を開けてみるとすごく暴力があったりとかって、もちろん貧しい方とか問題のある御家庭の方もいるんですけど、DVについては、世の中では大変いい御家庭と思われてる中で家の中ではすごいことになってるという、それが当たり前ということになってるって御家庭があるように思ひまして、なかなか皆さん気づきっていうんですかね、自分の家の中がおかしいということに気づかないまま過ぎて、成人されてまた同じことを繰り返しておられるという方が非常にあると思ひまして、この教育っていうことがとても大切かなと思ひます。

今、日本では、学校では家庭のことにはあまり口を出さないという傾向にありますので、お母さんが殴られてるのがおかしいんだって、なかなか多分気づけないのかなと思ひまして。ぜひ、この若年層とか教職員の方にもデートDVですね、自分がやるだけじゃなくって、お母さん殴られてないかな、そういうおうち環境おかしいんだよっていうことも、啓発していただかないと多分気づけないのかなと思ひまして。例えばよく学校ではいじめのアンケートとかで親から殴られてませんかとか、そういうアンケートがあるんですけども、お子さんだけじゃなくて、お母さんがお父さんに、お父さんがお母さんに殴られてませんかとか、そういう質問事項はないように思ひまして、でもそういうのがないと、何か当たり前っていうんですかね、家の中ではお母さん生まれたときからずっと殴られてて、それが当たり前ということになってしまってるんで、なかなか気づきが難しいかなと思ひました。

計画はこのままでいいと思うんですけど、ぜひそういう加害者の方っていうのは、本当に気づけないまま信じておられて、ある意味被害者の側面がありますので、ぜひその多くの方が、自分の家はおかしいんだなっていうふう気づけるような啓発をお願いしたいなと思ひます。

以上です。

(小川室長)

ありがとうございました。

当然のことながら、DVについては小中学・高校生とかそういう方々を排除してはなくて、幅広い世代で啓発とか教育とかっていうのは必要だというふう感じております。このデートDVについては、審議会ですとか専門ワーキンググループの中でも特に若い学生さんにおいては、デートDVの理解とか、不足してるというご指摘もありましたので、今回デートDVについてだけはちょっと特化して、理解の促進と認知度向上するに当たって、教職員等を対象にした研修をっていうようなことを盛り込んだ次第です。

(太田委員長)

ありがとうございます。

何かDVっていうと、何か男性から女性へのっていうか、何かそんなイメージも持ったりするんです

けど、実際には逆のパターンもあったりとか、そういったところも広く啓発していけばいいなというふうに思います。

それではいかがでしょうか。

(山岸委員)

みらいネット、山岸です。

男女共同参画計画の40ページ以上あるほうの計画の18ページの達成目標に関してで、県の職員さんがいろいろな計画を立てていただいて、管理職に占める女性の割合だとか、一般労働者の年間総労働時間、目標には達成しないながらも改善しているのはとてもありがたいことだと思います。また20、30代の社会増もかなり増えているということは長野県の魅力が伝わってるのかなと思う一方、社会全体が男女平等と感じる人の割合が令和1年、9.4%で令和7年に50%、5倍にするという目標が、昨年実際は半分になっている。これかなり計画と解離してしまったなというのが私の印象なんですけれど、この9.4%が44.2、半分になってしまったという原因が実際に男女平等じゃなくなっているのではなくて、研修などによって女性が学ぶことで、平等と感じられなくなってきた、これからよくなっていくという過渡期でこの数字になっているのか、もしくは計画がかなりずさんだったのか、何かやるべきことができてなかったのか。全国的な数字も下がってるのか、上がってるのかというのも踏まえて、これがどういう原因でこの結果になってしまったという分析を聞かせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(臼井課長補佐)

人権・男女共同参画課の臼井でございます。

御指摘の件につきまして、審議会の場でも男女平等だと思う割合というのが低くて、目標を下回っています。これについては、男女共同参画計画審議会の築山会長をはじめ、幾つか意見があり、現在の状況を正しく認識するという意味において、男女不平等だという回答をする割合が出たのは、ある意味そういうふうに出るべきであろうという御意見もありました。現状を正しく認識するためには、そういうふうに感じている人の割合がもうちょっと出てきたほうがいいのではないかと、こういった意見がありました。ですので、全国の数字はちょっと今持ち合わせてないんですけれども、この長野県の数字に関しまして男女平等だと思う人の割合というのを、どういうふうに扱うかについて審議会でも議論があったところがございます。それで、先ほどの申し上げました現状を認識する上では、男女不平等だという割合が一定程度出てくるはずではないかと。これを2030年度、第6次の計画の目標期間中にそれをゼロにするというのは、それは現実的ではないのではないかとという観点で、この目標値に関しましては、第6次計画には載せていないということにしております。

(山岸委員)

ありがとうございます。

(太田委員長)

よろしいですね。ありがとうございます。

目標を立てると常にプラスに改善されていくというふうに求めてしまうんですけど、必ずしもそうじゃないというか、そういったことが出てきたときに、それどういうことか、どうすべきか対応していくと。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

(高橋委員)

長野県保育連盟の高橋と申します。今日は新幹線が54分も遅れてしまいまして、申し訳ありませんで

した。遅参いたしました、すみません。

30ページの育児・介護等の支援の充実というところなんです。言葉の使い方なので、内容等ではないんですが、延長保育や病児保育など多様な保育サービスの充実と書いてある部分です。保育、教育は決してサービスではないので、表題にも共働きと子育ての推進という箇所もあるとおりに、子育ては保護者と保育の従事者と家庭地域がみんなと一緒にになって保育、教育するところなので、サービスとって親御さんの子育てを奪ってはいけませんので、サービスという言葉は抜いていただきたいと思います。社会全体で子育てを応援するというふうになっているのに、サービスで子育てを終わらせてはいけませんので、できたら保育の充実というような感じで、サービスを抜いてもらえると大変ありがたいです。

以上です。

(太田委員長)

はい。という御意見です。パブリックコメント、今求めている段階だということですので、御検討いただいて、どのようにされるか決めていただければと思います。

ほかにはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

いろいろと具体的に熱心な御議論いただけたと思います。

イ 保育所等における職員による虐待の通報義務等について

(太田委員長)

それでは、次の事項に入りたいと思います。

説明事項イの「保育所等における職員による虐待の通報義務等について」に入りたいと思います。

それでは、御説明をお願いします。

(矢萩課長)

こども・家庭課長の矢萩と申します。

私のほうからは、「保育所等における職員による虐待の通報義務等について」説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

では、資料の2をお願いいたします。

1の趣旨でございますが、令和7年10月1日に施行された児童福祉法等の一部を改正する法律において、保育所等の職員による虐待に関する通報が義務化されました。また、通報があった場合の自治体の対応を明確化する規定も設けられたところでございます。県が行った虐待等に関する事実確認や指導等の措置は児童福祉審議会での意見聴取・報告が義務づけられております。本件においては長野県社会福祉審議会重大事故検証部会を意見聴取・報告機関として位置づけることとし、本検証部会の調査審議事項に追加をするものでございます。

こちらの法改正の背景といたしましては、近年全国的に保育所等における虐待や不適切な保育事案が確認されていることがございます。児童養護施設や障害児施設などについては、職員による虐待に関する通報義務や行政対応の仕組みが法律上整備されておりましたが、保育所等については同様の法的な枠組みはございませんでした。ただ、これまでも国において不適切な保育や虐待の考え方の明確化ですとか、虐待の防止や発生時の対応に関するガイドラインなどが示されておまして、それらによっていたところなんですけれども、子供や保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う、子供を預けられるような環境整備をする観点から児童福祉法等が改正されまして、保育所等も通報義務の仕組みが導入されたものでございます。

2の法改正の概要でございます。改正内容のポイントは大きく3つございます。1点目ですが、通報義務が創設されたことです。保育所等において職員による虐待を受けた、または受けたと思われる児童

を発見した者は主管行政庁、こちら保育所の場合は県になります。速やかに通報しなければならないこととされました。通報は匿名でも可能とされております。2点目は県による事実確認と必要な措置でございます。通報を受けた場合、県は事実確認を行いまして、児童の安全な生活環境の確保を最優先に施設への指導や改善措置など、必要な対応を行うこととされております。3点目は透明性確保のための仕組みでございまして、県が講じた措置は児童福祉審議会等へ報告し意見聴取を行うこととされております。報告事項としては、通報等がなされた保育所の情報、虐待を受けた子供の状況、確認できた虐待の状況、虐待を行った職員の情報、県で行った対応の内容、改善措置が行われている場合にはその内容などが想定をされております。また県は毎年度、県内の虐待の状況や対応状況を取りまとめて公表することとされております。

(2)の対象施設・事業でございますが、記載のとおり保育所のみならず幼保連携型認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、児童館などなど子供に保育や居場所の提供などの支援を行う幅広い施設・事業が含まれております。

3の調査審議事項に追加する事項でございますが、保育所等の職員による虐待事案の検証・報告に関する事項の追加をお願いするものでございます。

4の長野県社会福祉審議会運営規定でございますが、資料の4枚目からおつけしてございます長野県社会福祉審議会運営規定を御覧いただけたらと思います。第9条に部会の規定がございますが、児童福祉専門分科会の部会のうち一番下の欄がございます「重大事故検証部会」の名称を「重大事故・児童虐待検証部会」に変更し、先ほど3で申し上げた保育所等の職員による虐待事案の検証・報告に関する事項の追加をお願いしたいものでございます。

5のその他でございますが、(1)の部会の運営につきまして、現在重大事故検証部会は定例的な審議案件がないことから、審議案件が発生した時点で委員を選任することとしており、委員は不在となっております。今後につきましては、部会での審議事案の発生状況などを踏まえまして、常設化も検討してまいりたいと考えております。

(2)の委員として想定している専門職種でございますが、国のガイドラインですとか過去の重大事故検証部会の状況を踏まえまして、弁護士の方、医師の方、児童福祉の専門家の方、保育園長などの職種を想定しております。

最後になります。本制度は通報を目的とするものではなく、虐待の未然防止と早期対応を図るための仕組みでございます。県といたしましては、法改正の趣旨や国のガイドラインを踏まえ、先日も市町村担当者の方への説明会を実施したところではございますが、市町村とも連携しながら適切な運用と子供たちの安全確保に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

(太田委員長)

ありがとうございます。

それでは、今の説明につきまして、御意見あるいは御質問等ありましたらお願いしたいと思います。どうぞ。

(黒川委員)

黒川です。

健康づくり事業団の健診医の仕事もしております。それでいろんな職場に職員さんの健診、県庁の職員さんも健診しますし、県警本部とかいろんな方の職場に赴いて健診業務しておりますが、保育所、幼稚園に行くこともあります。そのときに、全く皆さん職員が元気はつらつで子供と一体になって、親御さんと一体になって保育園運営できている、そういう雰囲気も感じられる、健康状態から。その保育園、幼稚園がある一方で、半数以上がメンタルをやられている、保育士さんがこんなにみんな何を苦しんで保育士として働いているのかと思うほど異常な保育所、幼稚園があります。それで、若い女性が多

いので、もう著しいのが体重減少。もう食べれない、眠れない、仕事は休めない、出てこなければいけない仕組みの中で組み込まれてしまっている保育士さん、何人にも会いまして。それで、そうなる原因はやはり閉鎖的な職場環境、第三者がもう介入して来れない、それが一番の原因なんだと思います。それで、その幼稚園や保育所に産業医が介入して、全く部外者として話を聞いて、それで産業医が知事への勧告権ありますので、そういったものを使って、もし虐待を未然に防ぐのならば、まず職員の心身の健康を把握して問題を解決すべきだと、現場で思いまして。それで、今回この議題がありましたので、その保育所、幼稚園の産業医の配置については県はどのように把握されているか教えていただけたらと思います。

(矢萩課長)

すみません。それぞれの保育所さんに産業医さんが実際にいらっしゃるかどうかというところは、ちょっとすみません、数としてというか、直接承知をしてないところでございます。と申し上げますのも、設置主体自体はあくまでも市町村でございますので、市町村なり施設の設置主体なりが必要だと判断すればってということになるのかなっていうふうには思っております。

(黒川委員)

ただ、これだけ社会問題、既に多くの幼い犠牲者が、しかも、この社会の流れとして、子供は預けて働けと女性に言っているわけです。なるべく、仕事を持ってキャリアを積んで、今経済的にも働かなければならないお母さんたちがいて、そういう社会の流れにのって子供を預けたら、また子供がこういう目に遭うって悪循環が今日本に。その被害に遭っている方がいらっしゃいます。保育の質が低下してる、あまりに多くの子供が一度に預けられる時代になって、保育士の質も数も追いついてないのが今のこの虐待をする保育士が働いている現状。あとは、親の訴えが多くて、もうそれに応えようと頑張ってるストレスで虐待してしまうっていう、様々な原因があると思うんですけども、やはり保育士さんの精神状態、どんなメンタルで今働いてるかっていうのを市町村任せではなくて、市町村の地方自治体の上にいるのが県であると思いますので、県がぜひ把握して、次回までに御報告いただけないでしょうか。次回のこの会議、もし報告していただければと思うんですけども。来年度かもしれませんが、その実態、そこまではお願いできないものでしょうか、根本的に問題を解決するために。私は元小児科医でしたので、子供がどんな目に遭って、虐待になって連れて来られてるかっていうのも長年見てきましたので。

(矢萩課長)

産業医の設置状況を県が把握する、

(黒川委員)

そうです、そうです。

(矢萩課長)

ということですか。

(黒川委員)

長野県がその保育所を閉鎖的空間にしないために、第三者を介入させて、それをその医師というメンタルを評価できる者でないと駄目だと思いますし、別に保健師さんでもいいかと思いますが。ただ、その実態を県に報告できる体制といいますか、それが必要なんじゃないかって。それをやるとしたら、まず産業医が手っ取り早いかなと思うんですけども。根本問題を解決しないで、虐待されたら通報っていうよりは、根本的な問題も解決しつつ、これも、通報義務もあるっていうほうが、より県が機能してるかなと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

(太田委員長)

発言してよろしいですか。

公立の園が、長野県非常に多いので、その公立の園は市町村ということになると思うんですけど、私立の園は各園でということになると思うので、今ここにも現場の方いらっしゃるので、高橋先生、私立の園の状況を教えてください。

(高橋委員)

ありがとうございます。

黒川さん、たくさん職員の心配してくださってありがとうございます。

私も、私立の保育園なので、職員が50名にかけているので、産業医の設置を義務づけるものはありません。なので、職員に健康、精神面で問題が出てきたときには、嘱託医の方に相談をすとか、あとは看護師さんが常駐してるので、看護師に相談したり、一番はやっぱり園長・主任と一緒に悩みを聞いてあげるといふうに園全体で精神状態を確認したり、仲良くできるようにしています。

ここにある保育所における職員の虐待っていうのは、法律はできましたけれども、決してそんなに多くあるものではないと私は思っていて、少し前に不適切保育がたくさん取り上げられてしまったので、保育所の中で虐待がたくさんあるんじゃないかというふうに見られてしまっていますが、決して私はないと思っています。そしてまた、日本版のDBSの法律も導入されましたので、まだ制定にはなっていない、施行にはなっていないと思うんですが、それによってこども家庭庁のほうから保育士等を採用する際に性犯罪とかの犯罪の履歴の照会があります。そういったところは、国のほうからも県を通じて資料が参りますので、そこらは気をつけて採用にはかかっています。

ちょっと話戻りますが、療養休暇もきちんと取り入れたりとかしていますので、何かあったときにはそういうメンタルのところでのお休みも取りやすいようにしています。

(太田委員長)

山岸さん、どうぞ。

(山岸委員)

私も小規模な保育園を運営していて、保育士自体は多分100人弱いるんですけど、一つの事業所では50人未満なので、やはり産業医というのは置いていないような状況になります。

黒川委員、本当にメンタルやられてる保育士さん増えてるだとか、質の低下を心配されていて、私も他人事じゃないなと思っております。

やっぱり、メディアで不適切保育というのが出ると、国のほうでもチェックリストを作っていただいて、私どもの法人でも年一、二回チェックをしてると、かなりチェックリスト厳しいので、これ気をつけなきゃいけないというのが、職員改めて気をつけることも増えていて、ありがたいことではあります。ただ、一つの事故が起きて、全ての園がそれを注意してないとか、やってるみたいな社会的な見方をされると、やっぱり社会が保育士っていう仕事を信用していないんじゃないかな、だとか、一つの誤飲事故起きたり事故があると、ものすごい注意してやってるのに、全ての保育園が注意していないようにメディアが取り上げていただいたりだとか、保護者の方から声をいただいしまうので、それもやっぱり保育士が仕事大変だとか、メンタルをやられてる原因の一つになっているのではないかと、私自身は何となく個人的に感じているところだと思います。

先ほど、県のほうから保育園は市町村の設置とは言われていますが、キャリアアップ研修など県の指定や県が主体的に実施している研修があるので、その中で保育士さんよく頑張ってるよとか、私たちは信用してるし、やってるのは分かってるけど、さらに良くしていくために、みたいなメッセージを、これは要望なんですけれど、伝えていただくと保育士もより頑張ってると思いますので、要望とし

て伝えさせていただきたいと思います。

以上です。

(太田委員長)

ありがとうございます。

私立の園の場合は、規模として産業医を置くっていうことにならないというところ、実態として多いので、そこは多分すごく少ない形の設定で、法律のほうは市町村があって産業医さんを置いてるんじゃないかと思うんで。そこで例えば、どれぐらい実際に産業医の相談とかあるのかっていうようなことは、調べたりしていく、県が市町村に照会していけばそれはやっぱりそれを促すような動きにはなるかなと思うんですよね。

(黒川委員)

すみません。第三者の介入っていうことで産業医っていうものを出したんですけども、もう少し第三者が介入する必要のある。やっぱり閉鎖的な部署は問題が起こりやすい、それはもうこの県庁の中でも同じだと思いますし、どこでもそうだと思いますけど、とにかく第三者が積極的に介入しないと、自分たちでは解決できない問題っていうのが社会っていうものだと思うので、産業医のみならず何かどなたかが職員の現場の声を。大変うまくいっている保育所もあります。ここに子供預けたら、どんなに親御さんも幸せだろうって思うところもありますし、外観はとつてもすてきでも中に入ってみたら、うわっ、どうしてるんだと思う、そういうところもあります。どんなに外にお花がきれいに咲いていても、中に入ってみたら違ったっていうところがありますので、少し積極的に外から話を聞くだけでも、ここは外につながってるんだって職員が思うだけでもいいと思いますので、そういう窓口、何か相談に来れる、県にそういう窓口があれば守秘義務を守って、保育士さんが相談に来れる、そういう窓口を何か設置されたらどうかなと思います。

(矢萩課長)

ありがとうございます。

産業医の配置自体はちょっと承知をしてなくて申し訳なかったです、外部、第三者の目といたしましては、必ず保健福祉事務所におります保育専門指導員が巡回をして、現場に入ってお話や保育の現場を見させていただいておりますし、また設置主体であります市町村も監査などに入っているところではありますので、そういった際に外部の方が園の内部にまで立ち入ってお話を聞くというのは、今もできているところかなと思います。

(黒川委員)

ただ、個人で保育士さんが相談に行けるっていう、そんなシステムがありますか。

(矢萩課長)

御相談いただいてもいいということになっております。

(黒川委員)

顔見知りの、やっぱり守秘義務のことで相談できないってことがあると思うんですよね。半数以上の保育士さんがもう激痩せしてる保育園で、やっぱり私は普通ではないと、若い女の子が激痩せするってというのは、ここはどうなんだって思うのを体験しますので、そんなに多くないですよ、全然数は少ないですけど、でもそこを救うのが行政しかできないと思いますので。

(矢萩課長)

県で設置しております保育士・保育所支援センターというのがございまして、そちらがまさにそういう個人の方からの御相談を受け付ける窓口になっておりますので、そちらへ御相談いただけるように、もし周知足りないんだとすれば今も周知してるところなんですけれども、引き続き周知徹底のほうを図ってまいりたいと思います。そういった窓口ですとか、あとさっき言っていただいた研修によりまして、保育士の方の質の向上ですとか、マネジメント研修で職場の環境をよくしましょうっていうような研修とか、そういったようなことを検討しては、やらせていただいておりますので、引き続きそういった取組を継続していきたいというふうに思います。

(黒川委員)

では、研修で相談窓口があるんだっていうこと、より一層周知していただければと思います。お願いします。

(太田委員長)

ありがとうございます。

それではどうでしょう、ほかに。どうぞ。

(寺澤委員)

お世話になります。寺澤です。

すみません。対象施設のところに「など」「等」と書いてあるので、いろんなところが含まれると思いますが、宅幼老所とかも含まれるのか、また一覧が出れば分かると思うのですが、宅幼老所は、高齢者がいる中で子供も利用できる地域共生サービスでありもしそういうところも含まれていくのであれば、研修していただきたい。また通報は勇気が要ることで、私たちも高齢者虐待は市町村に通報する義務がありますが、すごく勇気が要るし、通報することによってその後の関係性が崩れてしまうことを危惧しています。しかし、発見されるとなぜそのときに報告や相談、通報しなかったと言われてしまいます、すごく難しい駆け引きの中での業務であり、通報することが悪いことではないです、私たちもサポートしますよと分かる体制があれば、こういうことを把握しました、実態把握報告みたいな形で相談していけると、相談者の精神的な負担も軽減できるのではないかと推測します。

保育施設を設けている企業が大分増えてきまして、働き方改革で子育てをしながらでも働けるようになっていきます。企業の1区画を保育施設にして保育士さんを採用して、従業員のお子さんを預かる企業も増えており、全般的に見て雇用する側、される側のサポートをしながらやっていただければと思いますし、宅幼老所に関しては、子供から高齢者まで、すごくいい社会の仕組みの中でサポートできるサービスだとも思っていますので、またぜひよろしくお願ひしたいと思います。

(太田委員長)

よろしいですか。

(矢萩課長)

すみません。宅幼老所っていうのは、居宅訪問型保育事業のことでよろしいんでしょうか。

(寺澤委員)

宅幼老所っていうサービスがあります、高齢者の方が通うデイサービスへ子供さんも利用できる地域共生サービスになります。

(太田委員長)

基本的にこの虐待の保育所等っていう、保育所等、「等」の中に入るか、という。

(寺澤委員)

そうです。その「等に」、子供さんをやっぱり預かる以上、そういうところも入るといって、もしその子供さんのことに関する虐待というか、そういうのを目にしてしまったときには、そういう視点で、そのような施設も入るかという質問になります。

(太田委員長)

それで、この保育所等のところは、専ら保護者と離れて子供を預かる場所っていう規定をちゃんとされてますので。

(矢萩課長)

こちらに列挙されてる中には見当たらないかなと思うのですが、ただ、基本的に、そういった場でも虐待が起きたらもちろんお知らせいただければ対応はもちろんさせていただきます。

まだ何か御質問いただきましたか、すみません。

(寺澤委員)

企業の、一般企業の中で子供さん、そこの従業員の通報義務は。

(矢萩課長)

それも対象でございます。

(寺澤委員)

はい。

(矢萩課長)

すみません。

(太田委員長)

ありがとうございます。

(高橋委員)

同じように、対象施設と事業のところなんですが、一時預かり事業が入っているんで、もし事業として入れるのであれば、来年度から始まる乳児等通園支援事業も入るのかなと思います。もし、そこまで入れるのであれば、放課後児童健全育成事業も入るのかなと思っちゃうし、児童館が入ってるのであれば、放課後児童クラブとか放課後児童デイサービスとか、その辺も「等」に含まれるという内容ではないと思うんですが、事業としては乳児等通園支援事業も入れていただきたいなと思います。

(矢萩課長)

すみません。これ、こちら全部書くのがちょっと多かったので抜粋して書いてしまったんですけども、誰でも通園制度ですとか、放課後児童健全育成事業など、国ではもちろん想定されて列挙されているところがございますので、資料の作りが足りなくて申し訳ございませんでした。

(寺澤委員)

いいんです。「等」っていうところに入れば。

(矢萩課長)

すみません。

(太田委員長)

それでは、ほかには。

社会福祉審議会の運営規定等の変更ということもありますけども、ここに児童虐待についても加えていくということで、よろしいですね。はい、ありがとうございます。

それでは、この件名については以上で終了したいと思います。

ウ 民生委員・児童委員の一斉改選について

(太田委員長)

それでは、続きまして説明事項のウになります。

説明事項ウの「民生委員・児童委員の一斉改選について」ということで、説明のほうよろしくお願ひします。

(百瀬課長)

地域福祉課長の百瀬でございます。よろしくお願ひします。

私から、「民生委員・児童委員の一斉改選について」御説明をします。

資料3をお願ひいたします。

民生委員は、非常勤特別職の地方公務員として地域住民の生活状態を把握し、要援護者が抱える悩みなどの相談に乗ったり、関係機関につなぐなどの役割を担っていただいています。昨年12月に全国一斉改選が行われましたので、その状況について御報告をします。

改選日は令和7年12月1日、委員の任期は令和10年11月末までの3年間です。

最初に民生委員の定数ですけれども、民生委員法の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準を参酌し、市町村の区域ごとに市町村長の意見を聞いて条例で定めています。

中核市である長野市及び松本市を除き、県全体の民生委員の定数は3,838人です。今回、前回改選時に比べて定数が少し減となっていますが、県内の人口が減少傾向であり、それに伴って区割りの見直し等を行った結果でございます。

委員の委嘱については、まず町内会などを通じて市町村が候補者を選定します。県は市町村から推薦のあった候補者について、民生委員法に基づき地方社会福祉審議会の意見を聞いた上で国に推薦し、厚生労働大臣が委嘱をすることになります。本県では、社会福祉審議会5名の委員により構成される民生委員審査専門分科会に図りまして、全件が同意されました。詳細は審査状況に記載のとおりです。分科会委員の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

次に、一斉改選に伴う委員の充足率ですが、先月厚生労働省が公表した資料では、指定都市や中核市を除いた全国の充足率は91.9%、約1万2,000人の欠員が生じておりますが、本県では充足率は97.6%で、非常に高い状況となっています。全国でも4番目に高い状況です。

近年、定年退職後も働く人の増加等により、委員の確保が全国的な課題となっていますが、本県においても市長会等から対応を求める要望をいただいています。県としては、民生委員活動の目安となるQ&Aの作成や候補者選定時に活用していただくためのチラシの作成など、担い手確保につながるような取組を進めています。また、専門分科会において、選任の基準について分かりにくい、不明確な点があるとの御指摘をいただいていることから、選任基準についても分かりやすく整理したいと考えています。ちょうど明日、市町村担当課との会議を予定していますので、市町村の意見もしっかりお伺いしながら検討を進めてまいります。

説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

(太田委員長)

ありがとうございます。

それでは、今の説明について、御意見、御質問等いかがでしょう。どうぞ、お願いします。

(永田委員)

一斉改選に関しまして、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

うちの市は幸い努力いただきまして、100%という充足率でスタートできました。全国的に見ましてもものすごく、2月4日から6日まで全国の研修会あって参加してまいりましたが、ものすごい困っていらっしゃる市町村が多いということでした。それで、経験上、3年間の結果になるんですが、どうしても1年目新しい委員さんが多いものですから、運営がすぐに回っていかないっていうデメリットがものすごくありまして、会議の席でも蜂の巣をつついたような質問ばかりで、月例会の席なんですけど、一斉改選の1年目に関しましては、県の御指導とか予算の関係で多分社会福祉協議会さんが研修を担っていただいているんですけど、予算がないんだよっていう声がちょっと聞こえてまいりまして、もう重点的に本当にスタートの地点で新任研修、経験された方の委員さんの場合はちょっと除いていただいてもいいんですけど、もう12月、1月、2月と3か月目に入りますけど、ぜひ今年中にでもよろしいんですけど研修体制をつくっていただきたいっていう希望があります。

それと、個人情報関係がものすごく厳しくなっていて、なかなか住んでいらっしゃる方へのアンテナ高くしても、今お悔やみ欄見ても全部載せてないし、本当に手探りの状態に今後なっていくと思うんですね。出入りが全然分からない、自治会でも分からない、そんなふうな今後の様子が浮かんできておりましたのを、蜂の巣をつついたような委員さんの意見出てまいりまして、じゃあどこまで個人情報を知り得るのかっていう段階になりますと、どうしても新任の委員さんを含めまして、長くやっていると、この部分の守秘義務としては絶対に漏らしてはいけないとか、そういうことも分かるんですが、お茶飲み話の延長の中で個人情報が漏れるっていうことがあって、情報共有したいんですけど、なかなかそういったことにおきまして県のほうへも御迷惑をおかけしたり、本当に人間の感情の動きで個人個人の受け取り方が違ったりしますので、徹底した管理っていうの、難しい時代になってきております。こうしたらいいんだよっていうのは、ある程度経験してこないとなかなか難しい面もあって、本当に人間関係が崩れていったりするのがちょっと見えてまいりまして、相談するところっていう範囲になりますと専門的な本当に受けてくださる場所が欲しいなっていうのが今の気持ちでございます。

そんな中でぜひ、まだスタートの段階の1年目でございますので、その改選の中で本当に、やっぱり県の御指導があれば市町村も動いてくださると思いますし、できる限りの範囲で結構でございますので、ぜひ支援体制をつくっていただければありがたいと思っております。3年間頑張るためにも、ぜひお願いしたいと思ひまして、意見を申し上げて終わりにしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(太田委員長)

ありがとうございます。

(百瀬課長)

ありがとうございます。

永田委員さんには、長年須坂市で活動していただきまして本当に感謝を申し上げます。民生委員制度については個人情報保護の意識が皆さんの中にも高まってきていまして、民生委員が昔のように近所の方の情報を聞いて支援につなげていくという理解が得られにくい現状もございます。また、民生委員の方自身も、相談を受けたり、見守り活動をするなど、個人の生活やお仕事がある中でやっていただいているところで、非常に負担感を感じていらっしゃるというお声もお聞きをしています。研修については、おっしゃるとおり、県の社会福祉協議会に委託して実施していますが、市町村が研修を申

し込んでいただく仕組みになっていまして、予算措置はしっかりさせていただいています。また、研修体系として、例えば全員一律ではなく、新任の方は新任の方、少しベテランの方はベテランの方、その人のレベルというか経験に基づく研修体系によって、やっていくってことは非常に大事だと思いますので、県社協とも話をさせていただいているところでございます。民生委員の方ができるだけ負担感なく活動をしていただけるように、県としても市町村と連携しながらやっていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

(永田委員)

ぜひお願いたします。

(太田委員長)

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

(佐藤委員)

民生委員の皆さんには本当に頭が下がる思いで、私たち専門的に動いてる相談機関やそれから地域の福祉を推進するのにはなくてはならない存在であります。しかしながらですね、当市でも、今回の民生委員の改選期に実際に確かに90何%充足はしてるけれども、例えば区長さんが仕方がなく兼務をしてやるとかですね、そういった実際の実態があります。ですので、実態というのが本当にどうなのかという、兼務をしていないかとかですね、なり手がいていろいろな経過でほかの職種と兼務してやっている方とかもいらっしゃるすると、実際のこの充足率の裏に隠れたものというのはいろいろあるのではないかなと思うので、その点は今後ちょっと見ていく必要があると思っております。

あと長野県社協の研修のお話しも出ていたんですけども、各市町村には必ず押しなべく社会福祉協議会があります。私は東御市の社会福祉協議会の職員ですけども、例えばですね、市町村の担当者は変わってしまうかもしれません。しかし社協の職員は長年ずっと地域の福祉に携わっている専門職も必ずおりますので、社会福祉協議会をもう少し頼っていただいてもいいのかなと思います。民生委員さんのもちろん研修というのもとても大切でしょうし、相談っていうのはやはり普通では行かないというか、それなりのやはり知識がなければ難しい部分たくさんあります。実際、個人情報聞いてしまったり、つらい経験を聞いてそれをどう御自身が受け止めるのかっていうところにおいては、普通のお茶飲み話では済まない、それ一線を画すものがやはりあるので、それに対するメンタル面のフォローアップだったり、どう対処するのかっていうことは非常に重要かと思うので、その点で研修が必要だと思うんですが、もう一つですね、その支援体制をつくるというところでは、ぜひその市町村社会福祉協議会が民生委員さんの活動をフォローアップできる立場にあるのではないかなと思うんですね。なので、いろいろな御相談や戸惑いがあること、そういったことを市町村と一緒に社会福祉協議会がその役割を担うことで、民生委員さんたちの大変さやその体制をもう少しサポートさせていただいたりっていうのをですね、ある程度事業化するとかですね、そういうような形にしていかないと社会福祉協議会も支援体制をしてさしあげたいと思っても、社協も実際人材難というところもありますので、ぜひそのような支援体制自体を社協が担えるような体制みたいなものを、県的な制度みたいな形にするのかちょっとまた今後検討必要だと思いますけれど、ぜひ社協にも頼っていただければと思いますし、私たちも何かできること御提案したいかなと思えました。

(百瀬課長)

ありがとうございます。

非常に前向きな心強いお言葉をいただきまして、本当にありがたいと思います。ただ、市町村社協さ

んも、社協さんによって体制や考え方に非常に差がありますので、

(佐藤委員)

そうですね。

(百瀬課長)

一律にということは難しいかもしれませんが、今おっしゃっていただいたような体制が取っていただけるようなところであれば、ぜひ連携を強化してやらせていただければと思います。本当に前向きな御提言をありがとうございます。

(佐藤委員)

ただですね、本当に兼業でまたプラスになってくると、きっと社協もアップアップになってしまうので、何らかの事業化を図っていただいた上でやれば、手を挙げる社協というのは県内出てくるのではないかと思うので、ただ、今の現況でついでにやってくださいということではなくて、きちっとフォローアップの体制を何らか一括業務なりなんなり、もしかしたら形に、見える形にさせていただいたほうが社協も取り組みやすいついていうことはあるかと思います。

(太田委員長)

ありがとうございます。

事業化できたらってことも含めて、御検討いただければと思います。

ほかにはいかがでしょう。よろしいですかね。ありがとうございます。

エ 社会福祉施設等に関する基準条例の一部改正について

(太田委員長)

それでは、4つ目の説明事項に入りたいと思います。

説明事項のエですね、「社会福祉施設等に関する基準条例の一部改正について」ということで、御説明をお願いします。

(田川企画幹)

林務部信州の木活用課県産材利用推進室の田川と申します。私からは、資料4の「社会福祉施設等に関する基準条例の一部改正（案）について」説明させていただきます。

資料の2枚目の4に記載してある関係の規定という項目を御覧ください。今年の3月に、「信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例」が、県議会の議員提案により制定されました。この条例には、県による県産材の率先利用だけでなく、第12条に「その他事業者は、基本理念にのっとり、県産材の積極的な利用に努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。」と規定され、事業者の皆様には県産材の積極的な利用に努めていただくことが求められるようになりました。

次に、1の今回の条例改正の理由ですけれども、県産材利用促進条例の制定と、この条例に沿って県の県産材利用方針を抜本的に見直したことから、現在、社会福祉施設等に係る基準条例に定められている木材利用の規定を見直すというもので、対象となる条例は、3ページ目に記載されている15の条例でございます。

2の改正（案）についてですが、現在の基準条例における規定は「内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。」と、各条例とも同じように木材利用の規定が定められていて、今回の改正では、この木材利用の規定の後段に、「この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなけれ

ばならない。」という規定を追加するものでございます。

3の改正（案）とする理由ですけれども、まず社会福祉施設等の基準条例へ木材利用が規定された主な背景ですが、この規定は県の独自基準として定められておりまして、施設利用者の精神的な安らぎとゆとりを確保するために施設の内装等に木材が利用されることが望ましいということで規定が定められています。また、社会福祉施設等は公設で設置されるもののほか、民間により設置されるものもあり、事業者の努力で施設が整備されることもありますので、努力義務として規定されているところです。

次に、社会福祉施設等の耐火基準があり、社会福祉施設等の性質上、それぞれの条例で耐火建築物等でなければならないと規定もされていますので、現行の内装等への木材利用の努力義務規定を維持しながら、県産の木材を利用するという規定を追加するものでございます。

今回の条例改正は、社会福祉施設等に新たな負担を求めるということではありませんが、県産材が内装等に使われることで、施設利用者の処遇の向上にも繋がると考えておりますので、是非、県産材の利用拡大に、関係の皆様のご理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

この基準条例の一部改正（案）につきましては、2月県議会定例会に提案する予定としております。私からの説明は以上となります。

（太田委員長）

ありがとうございます。

県産材を積極的に使うということですが、皆さん、いかがでしょうか。

これは、県産材を使うと何か補助が出るとか、いいことがあるということでしょうか。

（田川企画幹）

今回の条例改正に当たりパブリックコメントを実施しており、費用が増える場合には支援してほしいという御意見を1件いただきました。林務部では、森林税を活用して多くの県民に利用される社会福祉施設等の木造化や、壁や床などの内装の木質化について、一定量の県産材をお使いいただける場合に支援対象となる補助事業を行っています。今年度は募集期間が終了していますが、来年度も実施する予定ですので、来年度の募集が始まりましたら御案内をさせていただきたいと考えております。

（太田委員長）

ありがとうございます。

ほかには、どうぞ。

（佐藤委員）

全県上げて産業を盛り上げていこうという点で、非常に良い取組だと思うんですけども、例えばなんですけど、いきいきアドバンスカンパニーの認証に長野県ポイントみたいなを入れて、何かこれをやったら何かちょっと1ポイントになるじゃないですけど、さっき何かいいことありませんかっていうお話しの中に、何かそういったものと連携すると面白いというか、またちょっと取組も総合化してくるのかなと思ったので御提案です。

（田川企画幹）

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

（太田委員長）

ほかにはいかがでしょう。

（寺澤委員）

助成金は、私のほうの地元でいうと根羽杉っていう杉があるんですけど、高価なものは駄目とか、そういうふうな規定はあるんですか。

(田川企画幹)

特にそうした規定はありません。

(寺澤委員)

それはないですか。ありがとうございます。

(太田委員長)

ほかにはよろしいですかね。ありがとうございます。

(2) その他

(太田委員長)

それでは、本日予定した会議事項は以上になりますけれども、その他事項、もしくはこれまでの説明等について言い残したとかいうようなことがあればお願いしたいと思います。よろしいですか、ありがとうございます。

それでは、本日予定した会議事項は以上となります。

進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

4 閉会

(小澤企画幹兼課長補佐)

ありがとうございました。

太田委員長をはじめ委員の皆様には、熱心に御審議をいただき、また貴重な御意見を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

本日の議事録ですが、作成に当たり、後日内容の確認を委員の皆様をお願いする予定ですので、よろしくお願ひいたします。

また、次回の社会福祉審議会については、来年度に開催予定です。開催日については、改めて担当から連絡をいたします。

それでは、以上をもちまして、長野県社会福祉審議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。